

平成 26 年度 産学官連携担当の今後の展開について

関西イノベーション推進室（産学官連携担当）

1 国家戦略特区に係る新たな提案募集への対応

(1) 現 状

国が募集を開始した新たな国家戦略特区への対応方針を意見照会

(2) 対応案

- 照会結果をもとに意見交換（規制改革項目、対応方針）。府県市間での情報共有
- 広域的な共同提案等を行う場合は、以下のスケジュールで対応
（7月末～）提案自治体間での提案内容の確認・調整
（8月中旬）提案内容確定→（8/28）次回連合委員会で確認→（8/29）提案

※参考：国家戦略特区提案募集要項【詳細別紙】

[募集期間] 7月18日(金)～8月29日(金)

[提案要件] 以下のいずれかまたは双方の提案について受付

- ・ 指定済の6地域内での実施を予定(想定)した事業の提案
- ・ その他の地域において実施を予定(想定)した事業の提案

2 広域的な産学官連携によるイノベーションに関する調査研究

(1) 現 状

構成府県市から広域的に取り組むべき課題を募集するとともに、有識者等へのヒヤリングを実施。内容・体制等が具体化したものから順次、調査研究を行う。

(2) 対応案

- 課題に応じて参加自治体を募集し、調査研究を実施。必要に応じて民間企業や有識者によるセミナー等を開催
 - 内容に応じて国に対する財政支援や制度の創設、規制改革・特区等の提案等を実施
- 【主な取り組み課題（例）】※下線の項目について、当面実施予定
- ・ 国の食品表示方法の変更を踏まえた、農産物及び農産加工品等に関する科学的知見に基づく関西独自の表示制度の検討
（安全性、産地特定、栄養成分の総合的評価、食味の指標化等）
 - ・ ICT、ロボット技術による遠隔手術・遠隔医療ネットワークの構築、手術・介護支援ロボットの開発、介護器具の実用化促進
 - ・ ICTによるオープンデータ化等の推進による関連産業の育成
 - ・ 国の無線LAN活用方針の見直しに合わせた公衆Wi-Fiを含む関西広域でのICT利用環境の向上、医療・観光・製造現場への展開方策の検討
 - ・ 国のパーソナルデータ取扱方針の見直しを踏まえた医療・介護・健康データの規制改革、活用策の検討
 - ・ 水素エネルギーの普及に向けたインフラ等の基準に関する規制改革の可能性
 - ・ 関西の大学、先端科学施設(SPring-8、SACLA、京等)による関西の産学官研究推進組織の構築、共同研究開発プロジェクトの検討

国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成の推進に関し政府が講ずべき新たな措置に係る提案募集要項

内閣府地域活性化推進室

1. 趣旨

国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第5条第7項及び国家戦略特別区域基本方針（平成26年2月25日閣議決定）第六に基づき、国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成の推進に関し政府が講ずべき新たな措置に係る提案を募集いたします。

2. 提案の主体

広く現場から衆知を集めるという観点から、事業の実施主体となる民間事業者又は地方公共団体等から募集します。なお、単独での提案だけでなく、複数の主体による共同での提案や、また、海外からの提案も歓迎します。

3. 募集期間

平成26年7月18日（金）から8月29日（金）17時まで
提案は受け付け次第、適宜選定し、ヒアリングの対象といたします。

4. 募集する提案の概要

次のすべての要件を満たす提案について募集します。

- (1) 国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化又は国際的な経済活動の拠点の形成の推進に資する具体的な事業に関する提案であること。

次のいずれか又は双方の提案についても受け付けます。

- ① 現在指定されている国家戦略特別区域（6区域）内での実施を予定又は想定した事業に関する提案
 - ② その他の地域において実施を予定又は想定した事業に関する提案
- (2) (1)の事業の実施が現行の制度（規制等）の下では不可能又は困難であるこ

とから、(1)の事業の実施を可能とするために必要である規制・制度改革についての具体的な提案を行うものであること（単に財政上の支援を求める内容の提案は不可）。

※今回の提案募集は、あくまで(2)のとおり、国家戦略特別区域における規制・制度改革のための具体的な提案を求めるためのものであって、そのまま新たな国家戦略特別区域の指定に直結するものではないことについて、ご留意願います。

5. 記入に当たっての留意事項

提案は、6. に定めるところに従って提出してください。その際は、次の点を満たすよう留意してください。

- (1) 入力フォーマット⑧の「⑥の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容」の欄には、⑦で当該規制等の根拠法令等をできるだけ特定した上で、⑥の事業を実施する上で、現行の規制が具体的にどのように障害となっているのか、記述してください。
- (2) 入力フォーマット⑨の「⑦・⑧に対する規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容」の欄への記載内容については、⑦の規制等の廃止だけでなく、規制等の内容の具体的な変更や、新しい規制・制度の提案などを含みますが、できるだけ具体的な内容の提案としてください。

6. 提案の提出方法

行政手続の電子化を進める観点から、

URL : <https://www.gservice.cloudjp.net/caois/login.html>

の「一斉調査システム」により、提案を提出してください。「一斉調査システム」への記入方法等については、同ページの添付ファイル「提案の入力方法」を参照してください。

7. 問い合わせ先

内閣府 地域活性化推進室 国家戦略特区提案募集担当

<住所> 〒100-0014

東京都千代田区永田町1-11-39 永田町合同庁舎6階

<電話> 03-5510-2462

<メール> i.kokkatoc@cas.go.jp

8. 提案書提出に当たっての留意事項

- (1) 募集期間の期限に遅れて到着した提案は、配達事故や通信事故など理由の如何を問わず、受け付けません。ご注意ください。
- (2) 募集期間の期限までに提案に関する記載の不備が修正されなかった場合は、受け付けることができません。あらかじめご了承ください。
なお、募集期間の期限間際の提出は、提案に関する記載の不備の修正が時間的にも困難となりますので、できる限り早めに提出いただきますようお願いいたします。
- (3) 提出いただいた参考資料等については返却いたしませんので、あらかじめご了承ください。

9. 提案の取扱い

提案は順次受け付け、国家戦略特区ワーキンググループ（WG）において選定したものについて、適宜、WG委員によるヒアリングを実施いたします。その詳細については、ヒアリング対象となる提案者に対して追って連絡いたします。

その上で、WG委員による関係府省庁のヒアリング等を通じた関係府省庁との調整を実施し、最終的には、国家戦略特別区域諮問会議における調査審議を通じて、提案に係る対応方針を決定いたします。

なお、国家戦略特別区域法第38条第1項の規定により、提案のうち、構造改革特別区域法第2条の2に規定する構造改革の推進等に資すると認めるものについて、構造改革特別区域に係る提案とみなして対応する場合がありますのでご留意願います。

10. 参考

国家戦略特区については、下記ホームページを御覧ください。

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/kokusentoc/index.html>